

岩手県告示第49号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条第2号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成28年1月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		失効年月日	
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所		
岩手県第 223号	混合石灰肥 料	アヅミン入 り特号ミネ ラル	アルカリ分 加里全量	36.0 2.0	% 肥料取締法第3条 第1項に規定する 公定規格のとおり	電気化学工業 株式会社	東京都中央区 日本橋二丁目 1番1号	平成27年7月24日